

8月5日更新箇所（黄色ハイライト箇所）

6ページ：授業料の納入について

Web 入力の手引き 16 ページ：家計急変の事由発生年月修正

8月21日更新内容

システム改修に伴う Web 入力の手引きの差替え

日本人学部生
(猶予)

令和7年7月18日現在

令和7年8月5日更新

令和7年8月21日更新

令和7年度後学期 授業料徴収猶予申請要項

【私費外国人留学生以外の学部生 対象】

—はじめに—

- ◆公平・公正を期するため、授業料徴収猶予の申請期限は厳守ください。いかなる理由があっても、申請期限後の申請は一切受け付けません。
- ◆授業料徴収猶予申請は、学期ごとの申請が必要です。今年度前学期分の授業料徴収猶予が本制度にて決定していた場合でも、後学期分の授業料徴収猶予を希望する場合は必ず申請してください。
- ◆授業料徴収猶予申請後に不備、不足書類があった場合、書類の再提出を依頼することがあります。大学の指定する再提出期限を厳守してください。
- ◆授業料徴収猶予申請の申請者は学生本人です。本学を卒業後、就労の場や生活の場では様々な手続きを自ら行うことが求められます。皆さんの自立性を促すため、本申請はご自身で行ってください。保護者等、学生の皆さん以外の人による提出、質問、お問い合わせは原則としてご遠慮いただきますよう、よろしくお願いします。

— 目 次 —

(1) 制度の概要	・・・ 2
(2) 申請要件・選考基準	・・・ 2
(3) 申請手続	・・・ 5
(4) 選考結果の通知・授業料の納入	・・・ 6
(5) 徴収猶予の取消	・・・ 6
(6) その他	・・・ 6
申請書類一覧	・・・ 7
Web 入力手引き	

<問合せ先・提出先>

〒606-8585

京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課経済支援係

Tel 075 (724) 7143/7150 (土日及び祝日を除く 8:30~17:00)

E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp

※申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡する場合があります。上記からの連絡には応答するようにしてください。

(1) 制度の概要

本学の定める家計基準等の要件を満たす人について、審査の結果、許可された場合、令和8年1月31日まで授業料の徴収が猶予されます。

(2) 申請要件・選考基準

申請資格

次のいずれかに該当する人

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる人
- (2) 学資負担者が死亡又は学生本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる人
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる人

ただし、次のいずれかに該当する人については、選考の対象となりません。

- ・令和7年度前学期分の授業料を滞納している人
- ・令和7年度後学期分の授業料を既に納入している人
- ・申請書類の提出後、大学から別途追加書類の提出を求められたが、指定された期日までに提出しなかった人

家計基準

申請者とその生計維持者（注）について、次の＜収入基準＞を満たすこと。

(注)「生計維持者」の考え方について

父母がいる場合は、原則として父母（2名）が「生計維持者」となります。

その他の主な事例における生計維持者の考え方は以下のとおりです。

主な事例	生計維持者
父又は母と死別、父母の離婚等により父又は母と申請者が別生計となっている場合（「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含みます。）	父又は母（1名）
申請者が未成年であり、父母が離婚した場合で、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合	父母（2名）
離婚（又は死別）した父又は母が再婚（事実婚を含む）し、申請者と再婚相手が同一生計の場合（養子縁組の有無は問いません）	父又は母とその再婚相手（2名）
父母と死別し、又は父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため意思疎通ができず、申請者が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合	父母以外の主たる支援者（1名）
父母と死別し、又は父母が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を全く受けていない場合	申請者（1名）
社会的養護を必要とし、18歳となるまで児童養護施設等に入所している（いた）場合	申請者（1名）

生計維持者の考え方については下記 HP もご参考ください。

○日本学生支援機構 HP「生計維持者について」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>

ただし、申請者又は配偶者の収入のみにより生計を立てている人は、要件を満たす場合に限り申請者を「**独立生計者**」とみなします。その場合の生計維持者の考え方は以下のとおりとします。

「独立生計者」の考え方について

〈独立生計者の要件〉

主として申請者（又はその配偶者）自らが自身の生計を維持^{（注）}し、以下①～③全てを満たすこと

- ①所得税法上、父母（配偶者の父母を含む）の扶養親族でないこと
- ②父母（配偶者の父母を含む）と別居していること
- ③申請者又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行されること

(注) 申請者（又はその配偶者）がその父母等の健康保険の扶養に入っている場合は、独立生計者とはみなせません。

申請者（又はその配偶者）に定職が無い場合は、自身の収入のみで生計を維持していることの証明書類として、家族等による仕送り額の証明書、アルバイト収入の証明書、預金通帳のコピー（貯金取崩し額の確認）等、生計状況を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

〈独立生計者の生計維持者の考え方〉

- ・ 配偶者がいない場合 → 申請者が生計維持者（１名）
- ・ 申請者が配偶者を税扶養している場合 → 申請者が生計維持者（１名）
- ・ 申請者が配偶者に税扶養されている場合 → 配偶者が生計維持者（１名）
- ・ 申請者及び配偶者が誰にも税扶養されていない場合 → 申請者及び配偶者が生計維持者（２名）

＜收入基準＞

申請者及び生計維持者（原則として父母）の市町村民税所得割（注1）の合算額により、51,300 円未満（世帯年収目安（注2）で、約 460 万円未満）が対象となります。

令和 7 年度前学期授業料免除においては、令和 6 年度所得割（2023 年分所得に係る課税）により判定
令和 7 年度後学期授業料免除においては、令和 7 年度所得割（2024 年分所得に係る課税）により判定

(注 1) 政令指定都市における市町村民税所得割については、政令指定都市以外の標準課税率（6%）に基づいた市町村民税所得割で判定します。（例：京都市の場合課税率は 8% のため、市民税所得割が 60,000 円の場合、政令都市以外の標準課税率に基づき判定した場合、 $60,000 \text{ 円} \times (6\%/8\%) = 45,000 \text{ 円}$ となります。）

(注2) 父(給与所得者)、母(無職)、本人(19歳)、弟(高校生)の4人世帯を想定

—市町村民税所得割の確認方法—

市区町村にて発行される「市町村民税課税証明書」により確認可能です。

市・府民税課税証明書

納税義務者

住所
氏名

政令指定都市以外の場合、市町村の金額を家計基準の判定に使用し

年度 平成31年度 (平成30年分所得)		所得の金額		税額		所得割額		市税等割額		年税額	
		収入金額	控除金額	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税	市民税	府民税
		給与所得	0円	所得控除	0円	所得割額	0円	市税等割額	0円	年税額	0円
		雑所得	0円	所得控除	0円	所得割額	0円	市税等割額	0円	年税額	0円
		土地等事業所得	0円	所得控除	0円	所得割額	0円	市税等割額	0円	年税額	0円
		分離短期譲渡	0円	所得控除	0円	所得割額	0円	市税等割額	0円	年税額	0円
		分離長期譲渡	0円	所得控除	0円	所得割額	0円	市税等割額	0円	年税額	0円
		株式等の譲渡	0円	所得控除	0円	所得割額	0円	市税等割額	0円	年税額	0円
		上場株式等	0円	所得控除	0円	所得割額	0円	市税等割額	0円	年税額	0円
		不動産所得	0円	所得控除	0円	所得割額	0円	市税等割額	0円	年税額	0円
		雑所得	0円	所得控除	0円	所得割額	0円	市税等割額	0円	年税額	0円
		所得の金額の内訳	所得控除の内訳		所得割の内訳		市税等割の内訳		年税額の内訳		
		給与所得	0円	給与所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		雑所得	0円	雑所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		土地等事業所得	0円	土地等事業所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		分離短期譲渡	0円	分離短期譲渡所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		分離長期譲渡	0円	分離長期譲渡所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		株式等の譲渡	0円	株式等の譲渡所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		上場株式等	0円	上場株式等の譲渡所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		不動産所得	0円	不動産所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		雑所得	0円	雑所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		所得の金額の内訳	所得控除の内訳		所得割の内訳		市税等割の内訳		年税額の内訳		
		給与所得	0円	給与所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		雑所得	0円	雑所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		土地等事業所得	0円	土地等事業所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		分離短期譲渡	0円	分離短期譲渡所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		分離長期譲渡	0円	分離長期譲渡所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		株式等の譲渡	0円	株式等の譲渡所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		上場株式等	0円	上場株式等の譲渡所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		不動産所得	0円	不動産所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		雑所得	0円	雑所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		所得の金額の内訳	所得控除の内訳		所得割の内訳		市税等割の内訳		年税額の内訳		
		給与所得	0円	給与所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		雑所得	0円	雑所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		土地等事業所得	0円	土地等事業所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		分離短期譲渡	0円	分離短期譲渡所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		分離長期譲渡	0円	分離長期譲渡所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		株式等の譲渡	0円	株式等の譲渡所得控除	0円	所得割	0円	市税等割	0円	年税額	0円
		上場株式等	0円	上場株式等の譲渡所得控除	0円	所得					

◆海外居住者等の所得判定について

生計維持者が海外に居住している場合等、日本国内で住民税が課税されていない場合は、生計維持者の所得証明書等により判定します。海外居住者等の所得判定のための提出書類については、8 ページ「⑦海外居住者のための収入申告書及び添付書類」をご確認ください。

◆家計急変者の所得判定について

下記の (A) ～ (E) のいずれかの事由より家計が急変し、収入が減少した場合、家計急変後の収入状況が申請時における最新の住民税情報に反映されないため、当該家計急変した生計維持者については、申請時における収入から推算した年間所得額により判定します。家計急変者の所得判定のための提出書類については、8～9 ページ「⑧家計急変に関する申告書」をご確認ください。

- (A) 生計維持者が死亡
- (B) 生計維持者が事故又は病気により、半年以上就労が困難な場合
- (C) 生計維持者が失職した場合（非自発的失業*に限る。）

（*非自発的失業とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コードのいずれかに該当する場合をいう。雇用保険非加入の生計維持者（会社経営者等）の失職は該当しません。）

離職理由	コード
解雇（1B 及び 5E※に該当するものを除く）	1A (11)
天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇	1B (12)
特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年以上雇止め通知あり）	2A (21)
特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年未満等更新明示あり）	2B (22)
特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間 3 年未満等更新明示なし）	2C (23)
事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職	3A (31)
事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職	3B (32)
正当な理由のある自己都合退職（3A、3B 又は 3D に該当するものを除く）	3C (33)
特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 6 カ月以上 12 カ月未満）	3D (34)

※「(5E) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。

- (D) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、次のいずれかに該当
 - i) 上記 (A) ～ (C) のいずれかに該当
 - ii) 被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- (E) 本人が父母等による暴力等から非難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった場合

資産基準 及び 学業基準

資産基準及び学業基準はありません。

(3) 申請手続

申請には、「**1.Web 入力**」と「**2.申請書類提出**」の両方が必要です。「2.申請書類提出」をもって申請完了となりますので、必ず「2.申請書類提出」まで行ってください。事情にかかわらず期間後は申請できません。

<申請の流れ・期限>

手順	方法・受付場所	期間	注意事項
1.Web 入力	Web 入力画面 《1.Web 入力》を参照	9 月 1 日 (月) 8 : 30 ～ 9 月 24 日 (水) 17 : 00 【厳守】 ※日本時間	※Web 入力は土日祝日も 入力可 ※郵送で申請書類を提出する場合は 最終日 17 時必着【厳守】 ※郵送する際は必ず 書留等追跡可能な形式で提出してください ※窓口持参は平日 8:30 ～ 17:00 の間に限る
2.申請書類提出	窓口持参 又は 郵送		

申請書類提出は、①窓口持参、②郵送のいずれかの方法により提出してください。

1.Web 入力

本要項の最終ページ以後の Web 入力手引きを参照のうえ情報を入力してください。Web 入力画面には学務課 HP (マイページ) からアクセスしてください。(<https://portal.student.kit.ac.jp/ead/>)

注意事項

- ・申請者側の PC・ネットワーク環境の不備により Web 入力が完了しなかった場合の責任は一切負えませんので、余裕をもって Web 入力を完了させてください。
- ・Web 入力はたとえ登録中でも締切時刻になれば申請システムは終了し、以後は登録できません。
- ・Web 入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）は Web から内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、令和 7 年 9 月 30 日 (火) 17 : 00 までに学生支援・社会連携課経済支援係 (shogaku@jim.kit.ac.jp) までメールご連絡ください。

2.申請書類提出

Web 入力完了後、ダウンロードした申請書等を A4 サイズで印刷し、7 ページ～9 ページに記載の書類と併せて提出してください。

注意事項

- ・web 入力のみでは申請は完了しません。必ず印刷した申請書類と併せて必要書類を提出してください。・郵送により提出する場合は、必ず書留等追跡可能な形式で提出してください。追跡可能な形式以外で提出した場合、書類の未着・紛失等について、大学は一切責任を負いません。また、申請期間最終日の 17 時以降に届いた書類は受け付けられません。

<申請にあたっての注意事項>

- ・申請期間は厳格に取り扱います。必ず期間内に提出してください。
- ・申請書類提出後に、申請理由等を明らかにするために照会や追加書類の提出を指示することがありますので、連絡を受けた場合は速やかに対応してください。

(4) 選考結果の通知・授業料の納入

<選考結果の通知>

- ・通知予定日

令和 7 年 11 月上旬頃

(注) 結果通知時期は現時点での予定です。確定次第、学生情報ポータルで結果通知日をお知らせします。

- ・通知方法

学務課 HP からダウンロード

結果通知期間中に学務課 HP (<https://portal.student.kit.ac.jp/ead/>) > 「マイページ」 > 「各種申請」の「入学科・授業料免除等申請」 > 「免除等結果通知」の詳細確認からダウンロードしてください。

<授業料の納入>

- ・授業料徴収猶予申請の結果が不許可となった人は、授業料を大学が指定する期日までに納入しなくてはなりません。口座振替利用者は、所定の日に授業料が引き落とされます。口座振替を利用していない人は、学生支援・社会連携課経済支援係 **にて口座振替の案内を配布します**ので受け取りに来てください。
- ・授業料徴収猶予を申請した人は、選考結果の通知があるまでは、授業料の徴収が猶予されます。本学から納入依頼の文書が届いても、授業料を納入しないでください。口座振替利用者は、判定結果が出るまでの間、引き落としは停止されます。

(5) 徴収猶予の取消

偽りその他不正の手段により徴収猶予を受けたことが判明したとき、徴収猶予の決定後でも許可を取り消します。

(6) その他

- ・授業料徴収猶予に関する各種情報は、学生情報ポータルに掲載しますので、定期的に確認するようにしてください。(学生情報ポータル https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/)
- ・授業料徴収猶予申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡をすることがあります。手続き上の不利益を被ることのないよう、学生支援・社会連携課経済支援係の連絡先を予め登録しておく等、大学からの連絡が取れる状態にしておいてください。

申請書類一覧

下記の必要書類を提出してください。

申請書類	Web 出力	対象者
①入学科徴収猶予・授業料徴収猶予 申請書類チェック票 [指定様式]	○	申請者 全員
②授業料徴収猶予申請書 [指定様式]	○	
③申請者及び生計維持者に係る申告書	○	
④-1 申請者の令和 7 年度（2025 年度）課税証明書又は非課税証明書		
④-2 生計維持者 1 の令和 7 年度（2025 年度）課税証明書又は非課税証明書		
④-3 生計維持者 2 の令和 7 年度（2025 年度）課税証明書又は非課税証明書		
⑤ひとり親世帯を証明する書類（いずれか一つ） ^{【注 1】} ・ 戸籍謄本（抄本） ・ 児童扶養手当受給証明書（写） ・ 住民票（死亡日記載） ・ 遺族年金振込通知（写） ・ 離婚調停中の場合、裁判所による係属証明書等、離婚調停中であることを証明する書類		該当者 のみ
⑥-1 独立生計者の収入・支出申告書 [指定様式]	○	
⑥-2 独立生計者であることを証明する書類 下記（1）～（2）の書類の提出が必要です。 （1） 申請者（及び配偶者）が被保険者である健康保険証の写し 又は 申請者（及び配偶者）が世帯主である国民健康保険証の写し 又は マイナポータルから出力される健康保険証の資格情報 （2） 申請者の世帯の住民票（申請者及び配偶者が記載されており、申請者又は配偶者が世帯主であることが確認できるもの。）		
⑦海外居住者の収入を証明する書類 ※下記提出書類に係る注意事項の⑦を確認してください。		
⑧-1 家計の急変に係る申告書 [指定様式]	○	
⑧-2 家計急変に係る各種書類 ※下記提出書類に係る注意事項の⑧を確認してください。		
⑨-1 学資負担者の死亡を証明する書類		
⑨-2 罹災の事実を証明する書類 ※下記提出書類に係る注意事項の⑨を確認してください。		

上記書類の他、個別に書類の追加提出を求める場合があります。

申請書類の配付

申請要項・申請書類は学生情報ポータル及び本学ホームページから各自でプリントアウトするか、学生支援・社会連携課事務室前にも配架しますので、ご希望の方法で入手してください。

○学生情報ポータル（https://www.gakumu.kit.ac.jp/ead/ead_portal/）

○本学ホームページ（https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/koukiyuyo_gakubu/）

提出書類に係る注意事項

③申請者及び生計維持者に係る申告書

令和 7 年 10 月 1 日時点の状況（見込み）における申請者（本人）、生計維持者の収入等に関する情報をご記入ください。（生計維持者の考え方については 2 ページをご確認ください。）

④申請者及び生計維持者の令和 7 年度課税証明書又は非課税証明書

「市町村民税所得割」の記載された、令和 7 年度課税証明書（令和 6 年 1 月～12 月分の所得に係る証明書）を取得してください。令和 7 年度住民税が課税されていない人は、課税証明書に代えて非課税証明書を提出してください。（父母がいる世帯の場合、本人、父、母の 3 人の課税証明書又は非課税証明書が必要です。）

⑤ひとり親世帯を証明する書類《該当者のみ》

生計維持者が父又は母のみの場合、下記いずれかの書類を提出してください。

【注 1】ただし、「④本人及び生計維持者の令和 7 年度課税証明書」で「寡婦（夫）・ひとり親控除」の適用が確認できる場合、書類は提出不要です。

- ・戸籍謄本（抄本）
- ・児童扶養手当受給証明書（写）
- ・住民票（死亡日記載）
- ・遺族年金振込通知（写）
- ・離婚調停中の場合、裁判所による係属証明書等、離婚調停中であることを証明する書類

⑥独立生計者に係る書類《該当者のみ》

独立生計者として申請する場合、書類を提出してください。

ただし、提出された申請者（又はその配偶者）の課税証明書等を確認した結果、申請者（又はその配偶者）が各々の父母の扶養に入っている可能性があると思われる場合には、申請者（又はその配偶者）の父母の源泉徴収票の写し等、別途追加書類の提出を求めることがあります。（※独立生計者の要件は 3 ページ参照。）

また、申請者（又はその配偶者）に定職が無い場合は、自身の収入のみで生計を維持していることの証明書類として、家族等による仕送り額の証明書、アルバイト収入の証明書、預金通帳のコピー（貯金取崩し額の確認）等、生計状況を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

⑦海外居住者のための収入申告書及び添付書類《該当者のみ》

令和 7 年 1 月 1 日時点で生計維持者が海外に居住している場合、生計維持者の所得証明書類や世帯状況に関する証明書類の提出が必要です。該当者は、事前に学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。個別に必要な書類を連絡します。

⑧家計急変に関する申告書及び添付書類《該当者のみ》

《全員提出》 「家計の急変に係る申告書」

《該当事由に応じて提出する書類》

該当事由	提出書類
A.生計維持者が死亡	提出書類不要
B.生計維持者が事故又は病気により、半年以上就労が困難	下記（1）及び（2）の書類の提出が必要です。 （1）医師による診断書 ※「半年以上就労困難である旨」、「就労困難となった期間の始期」が明記されているものを提出してください。 （2）雇用主による休暇（休職）に係る証明書 ※「当該休職の期間」、「当該期間中の給与支給（見込）額」の記載があるものを提出してください。（自営業者等の場合は提出不要）
C.生計維持者が失職（「非自発的失業」に限る）	下記（1）及び（2）の書類の提出が必要です。 （1）雇用保険被保険者離職票（写し）又は雇用保険受給資格者証（写し） （2）家計急変が発生した日の属する月分から令和 7 年 9 月までの所得が分かる書類（家計急変事由発生後再就職し、課税所得がある人のみ） ◇給与所得者 給与明細（コピー）：最大直近 12 ヶ月分 ◇自営業者 「帳簿（コピー）」及び「自営業等の所得金額計算書〔様式 12〕」：最大直近 12 ヶ月分 例）令和 7 年 4 月に家計急変した場合

	→令和 7 年 4 月～令和 7 年 9 月分の給与明細書又は帳簿 令和 6 年 6 月に家計急変した場合 →令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月分の給与明細書又は帳簿
D.生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記 A.～C.のいずれかに該当 ②被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	下記 (1) ～ (3) 全ての書類の提出が必要です。 (1) 罹災証明書 (2) 上記 A.～C.に示す書類（被災等により、上記 A.～C.のいずれかに該当する場合のみ） (3) 家計急変が発生した日の属する月分から令和 6 年 9 月までの所得が分かる書類（家計急変事由発生後も、課税所得がある人のみ） ◇給与所得者 給与明細（コピー）：最大直近 12 ヶ月分 ◇自営業者 「帳簿（コピー）」及び「自営業等の所得金額計算書〔様式 12〕」：最大直近 12 ヶ月分 例) 令和 7 年 4 月に家計急変した場合 →令和 7 年 4 月～令和 7 年 9 月分の給与明細書又は帳簿 令和 6 年 6 月に家計急変した場合 →令和 6 年 10 月～令和 7 年 9 月分の給与明細書又は帳簿

上記書類の他、個別に書類の追加提出を求める場合があります。（※家計急変の考え方は 4 ページ参照。）

⑨死亡の証明書類、罹災証明書《該当者のみ》

申請理由により、下記の書類を提出してください。

申請理由	必要となる証明書類（コピー可）
令和 7 年 4 月以降に学資負担者が死亡したことにより申請する人	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載） ・死亡診断書（写） ・埋葬許可書（写）
令和 7 年 4 月以降に本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより申請する人	罹災証明書

国立大学法人 京都工芸繊維大学

Web入力手引き

1.Web入力画面アクセス方法	3
2.Web入力方法	4
2-1.高等教育の修学支援新制度（新規申請）	5
2-2.高等教育の修学支援新制度（継続申請）	9
2-3.授業料徴収猶予申請	12
3.申請書類の提出	
3-1.高等教育の修学支援新制度（新規申請）	19
3-2.高等教育の修学支援新制度（継続申請）	20
3-3.授業料徴収猶予申請	21
4.提出先・問合せ窓口	22

1.Web入力画面アクセス方法

①学務課HP（マイページ）のログイン

URLにアクセスし、ユーザー名・パスワードを入力の上ログイン。

<https://portal.student.kit.ac.jp/ead/>

② Web入力画面に移行

1

ログインユーザ

Logout

京都工芸繊維大学 学務課

Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

MAP リンク 問合せ先 学年暦・教務関係日程

マイページ My Page 最新情報 News & Events 授業関係 Class Info 受講登録 Registration Info 卒業・修了 Graduation 資格取得 Licenses/Qualifications 独自プログラム Special Programs

カレンダー My Calendar 受講情報 My Timetable 配信メール履歴 Messages 学籍データ・通学登録確認と変更 Student / Commuter Registration Change Form 学生アンケート一覧 Questionnaire 授業評価アンケート Evaluation Questionnaire 成績閲覧 (学外からは要 VPN 接続) Grade Browsing (VPN connection is required for off-campus access) 成績閲覧用パスワード設定 Password Setting for Grade Browsing

2

各種申請 Applications 大学へのファイル提出 File Upload 大学からのファイル受取 File Download TOEIC成績 TOEIC SCORE 工機コンピテンシー KIT Competency Fulfillment

<< 1週間前 < 1日前 今日 1日後 > 1週間後 >>

日 週 月

●●年●月●日(●)～●月●日(●)

日 / () 日 / () 日 / () 日 / () 日 / () 日 / () 日 / ()

日 / Days for up classes 授業予備日 / Days for make-up classes 後学期試験 / Final Exams

ての休講情報はありません。

ありませんが、念の為、詳細については「学生呼び出し」一覧で確認してください。

ありませんが、念の為、詳細については「授業関連連絡」一覧で確認してください。

ます。詳細は「配信メール履歴」一覧で確認してください。

ケート情報があります。詳細は「学生アンケート一覧」で確認してください。

出情報は 아닙니다。



3

ログインユーザ

Logout

京都工芸繊維大学 学務課

Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

MAP リンク 問合せ先 学年暦・教務関係日程

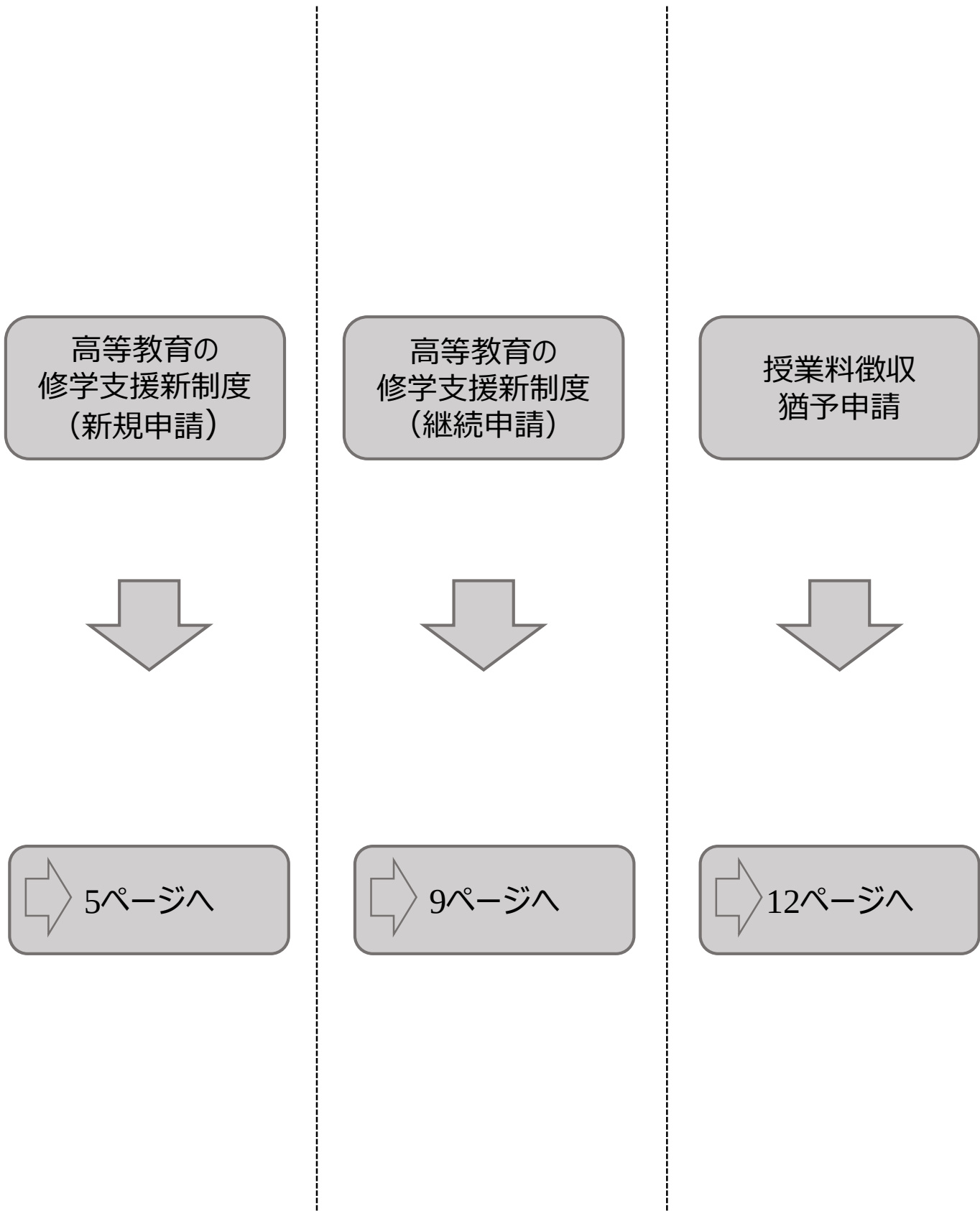
マイページ My Page 最新情報 News & Events 授業関係 Class Info 受講登録 Registration Info 卒業・修了 Graduation 資格取得 Licenses/Qualifications 独自プログラム Special Programs 学務課からの案内 Educational Affairs

各種申請

就職相談予約 イベント申込み インターンシップ (就業体験) 届出 学研災・学研難 保険加入証明書発行申請 授業料免除申請受付の予約 日本学生支援機構奨学金申請受付の予約 課外活動申請 進路状況調査回答 放射線従事者登録申請・ガラスノック使用予定 X-1エグゼクティブ入試プログラム (派遣) の申請 入学料・授業料免除等申請



4ページへ



2.Web入力方法

2-1. 高等教育の修学支援新制度（新規申請）

①申請種別の選択＆同意

ログインユーザ
●●●●
Logout

京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology
MAP | サイト | 問合せ先 | 学年別・教務関連日程

学生ポータル | 各種申請 | 授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除等の申請

留学生以外の方

留学生以外の方はこちらから申請してください。
「高等教育の修学支援新制度」と「入学料徴収猶予・授業料徴収猶予」はどちらかしか申請できません。

種別	申請期間	申請状況	-
[●●年度●学期] 高等教育の修学支援新制度	●●/●●/●● (●) ●●時 ～●●/●●/●● (●) ●●時	未申請	申請する
[●●年度●学期] 入学料徴収猶予・授業料徴収猶予	●●/●●/●● (●) ●●時 ～●●/●●/●● (●) ●●時	未申請	申請する

家計急変に伴う高等教育の修学支援新制度への申請についてはいつでも行うことができます。
3か月ごとに継続申請を行ってください。

種別	申請状況	-
高等教育の修学支援新制度（家計急変）	未申請	申請する

留学生の方

留学生の方はこちらから申請してください

種別	申請期間	申請状況	-
[●●年度●学期] 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予	●●/●●/●● (●) ●●時 ～●●/●●/●● (●) ●●時	未申請	申請する

手順

- 1 申請するをクリックします。
- 2 内容を確認し、チェックします。



京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

閉じる

授業料免除及び徴収猶予申請

申請対象情報

種別	[●●年度●学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	●●/●●/●● (●) ●●時～●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況	未申請

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。
申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。
・この申請の入力事項は事実と相違ありません。なお、入力事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、大学から減免を受けた金額の支払を求められることを承知しています。
・授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
・京都工芸繊維大学入学後、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

2 ☐ 申請にあたって、私は上記の事項を確認し、了承します。



6ページへ

2.Web入力方法

2-1. 高等教育の修学支援新制度（新規申請）

②申請情報の入力

1

申請入力情報

1. 過去に修学支援新制度の支援を受けたことがありますか。*

☒ 受けたことがある

☐ 受けたことがない

支援を受けた学校名と支援期間を入力してください。

学校名：

期間（月数）：年月～年月（ヶ月）

2. 希望する認定事由をチェックしてください。*

多子世帯に該当しない場合はチェックを外してください。

※「多子世帯」は扶養する子どもが3人以上いる世帯のことです。

☐ 授業料等負担が困難

☒ 多子世帯

3. 過去に修学支援新制度の入学料減免を受けたことがありますか。*

1. で「受けたことがある」を選択した場合に回答してください。

☐ 受けたことがある

☐ 受けたことがない

手順

1 1.-3.の設問に回答します。

2 4.の質問に回答します。
（選択する回答によって表示が異なります。）

補足

1 特段の理由がない限り「授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定」を選択してください。

2 10月に給付奨学金の申請を行わない場合、授業料等減免申請も取り下げられたものとして取り扱われます。

3 原則として、給付奨学金を申請しなければ授業料等減免を受けられません。何らかの**特段の理由**がある場合は、その理由を入力してください。

(1) 授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定を選択した場合

2 1

4. 日本学生支援機構給付奨学金申請状況について、該当するものを1つ選択してください。*

授業料等減免を受けようとする場合、特段の事由が無い限り給付奨学金の申請が必須です。特段の事由により申請しない場合、別途大学が指定する書類を提出する必要があります。

☐ 高校等で予約採用に申込済み

☐ 編入元大学等で採用済

☒ 授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定

☐ 給付奨学金を申請しない

2

☐ 私は、特段の事由がない場合、給付奨学金への申請が必須であることを承知しています。

所定の期日までに給付奨学金の申請を行わない場合、この授業料等減免申請も取り下げられたものとして取り扱われることについて了承します。

(2) 給付奨学金を申請しないを選択した場合

2

4. 日本学生支援機構給付奨学金申請状況について、該当するものを1つ選択してください。*

授業料等減免を受けようとする場合、特段の事由が無い限り給付奨学金の申請が必須です。特段の事由により申請しない場合、別途大学が指定する書類を提出する必要があります。

☐ 高校等で予約採用に申込済み

☐ 編入元大学等で採用済

☐ 授業料等減免申請後に給付奨学金を申請予定

☒ 給付奨学金を申請しない

3

申請しない特段の事由：

7ページへ

6

2.Web入力方法

2-1. 高等教育の修学支援新制度（新規申請）

②申請情報の入力

1 1

5. 学修状況の計画について各項目200字～400字程度で入力してください。

5-1. 学修の目的（将来の展望を含む。） *

現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。次の（1）から（3）を参考にしつつ、その内容を入力してください。

（1）将来に就きたい職業(業種)があり、その職業(業種)に就くための知識の習得や資格を取得するため。

（2）興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。

（3）将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。

5-2. 前述の学修の目的の実現のために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えているかを入力してください。 *

5-3. あなたは、卒業まで学びを継続し、全うする意志を持っていますか。 *

- ☒ 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がある
- ☐ 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志はない

2

どのような姿勢で学びに取り組もうと考えているかを入力してください。

一時保存

入力内容確認

2

手順

① 5-1から5-3.の設問に回答します。

② すべて入力し終わったらクリックします。

補足

① 各項目200字～400字で入力しないと次に進めません。

② 卒業まで学びを継続し、全うしようとする意志がない場合、学修意欲が無いと判断されることがあります。



8ページへ

2.Web入力方法

2-1. 高等教育の修学支援新制度（新規申請）

③申請入力内容の確認

京都工芸繊維大学 学務課

Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

閉じる

授業料免除申請 入力内容確認

入力は以上です。
あなたの入力した内容は以下のとおりです。
入力内容に相違がない場合は下の「登録」ボタンを押してください。登録完了後はWeb画面からは修正できません。
入力内容を訂正する場合は、「訂正」ボタンを押してください。

申請対象情報

種別	[●● 年度 ●学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	●●/●●/●● (●) ●●時～●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況	未申請

なお、Web登録のみでは申請は完了しません。Web登録後、申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。期限までに申請書類の提出が無い場合、申請は無効となります。このことに同意しますか。

☐ 同意する

訂正

登録

1



portal.student.kit.ac.jp の内容

入力した内容で登録を完了します。
処理を続行しますか？

OK

キャンセル



2

登録完了

Web登録を完了しました。
まだ申請は完了していません。
続いて申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。

OK

手順

- ① 内容を確認し、同意するにチェックを入れ、登録をクリックする。
（登録完了をすると訂正ができませんのでご注意ください）
- ② 「OK」をクリックするとWeb入力完了です。



19ページへ

2.Web入力方法

2-2. 高等教育の修学支援新制度（継続申請）

①申請種別の選択＆同意

ログインユーザ
●●●●
Logout

京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology
MAP | サイト | 問合せ先 | 学年版・教務関係日程

学生ポータル | 各種申請 | 授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除等の申請

留学生以外の方

留学生以外の方はこちらから申請してください。
「高等教育の修学支援新制度」と「入学料徴収猶予・授業料徴収猶予」はどちらかしか申請できません。

種別	申請期間	申請状況	-
[●●年度●学期] 高等教育の修学支援新制度	●●/●●/●●(●)●●時 ～●●/●●/●●(●)●●時	未申請	申請する
[●●年度●学期] 入学料徴収猶予・授業料徴収猶予	●●/●●/●●(●)●●時 ～●●/●●/●●(●)●●時	未申請	申請する

家計急変に伴う高等教育の修学支援新制度への申請についてはいつでも行うことができます。
3か月ごとに継続申請を行ってください。

種別	申請状況	-
高等教育の修学支援新制度（家計急変）	未申請	申請する

留学生の方

留学生の方はこちらから申請してください

種別	申請期間	申請状況	-
[●●年度●学期] 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予	●●/●●/●●(●)●●時 ～●●/●●/●●(●)●●時	未申請	申請する

手順

- 1 申請するをクリックします。
- 2 内容を確認し、チェックします。



京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

閉じる

授業料免除及び徴収猶予申請

申請対象情報

種別	[●●年度●学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	●●/●●/●●(●)●●時～●●/●●/●●(●)●●時
申請状況	未申請

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。
申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。
・この申請の入力事項は事実と相違ありません。なお、入力事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、大学から減免を受けた金額の支払を求められることを承知しています。
・授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
・京都工芸繊維大学入学後、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

2 ☐ 申請にあたって、私は上記の事項を確認し、了承します。



10ページへ

2.Web入力方法

2-2. 高等教育の修学支援新制度（継続申請）

②申請情報の入力

①

申請入力情報

1. 日本学生支援機構給付奨学金の奨学生番号を入力してください。*

1

一時保存

2

入力内容確認

手順

- ① 1.の設問に回答します。
- ② 入力し終わったらクリックします。

補足

① 現在受給中の給付奨学金の奨学生番号（「5」から始まる11桁）を入力してください。奨学生番号は奨学生証で確認できます。
わからない場合は学生支援・社会連携課経済支援係にお問い合わせください。



11ページへ

2.Web入力方法

2-2. 高等教育の修学支援新制度（継続申請）

③申請入力内容の確認

京都工芸繊維大学 学務課

Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

閉じる

授業料免除申請 入力内容確認

入力は以上です。
あなたの入力した内容は以下のとおりです。
入力内容に相違がない場合は下の「登録」ボタンを押してください。登録完了後はWeb画面からは修正できません。
入力内容を訂正する場合は、「訂正」ボタンを押してください。

申請対象情報	
種別	[●● 年度 ●学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	●●/●●/●● (●) ●●時～●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況	未申請

なお、Web登録のみでは申請は完了しません。Web登録後、申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。期限までに申請書類の提出が無い場合、申請は無効となります。このことに同意しますか。

☐ 同意する

訂正

登録

1



portal.student.kit.ac.jp の内容

入力した内容で登録を完了します。
処理を続行しますか？

OK

キャンセル



登録完了

Web登録を受け付けました。

2

OK

手順

① 内容を確認し、同意するにチェックを入れ、登録をクリックする。
（登録完了をしないと訂正ができませんのでご注意ください）

② 「OK」をクリックするとWeb入力完了です。

【注意】高等教育の修学支援新制度における授業料免除継続申請は、令和7年度より紙媒体での提出は不要となりました。

21ページへ

④注意事項

Web入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）はWebから内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールでご連絡ください。

2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

① 申請種別の選択 & 同意

ログインユーザ
● ● ●
Logout

京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology
■ MAP ■ ソフト ■ 問合せ先 ■ 学年版・教務関係日程

学生ポータル 各種申請 授業料免除及び徴収猶予申請メニュー

授業料免除等の申請

留学生以外の方

留学生以外の方はこちらから申請してください。
「高等教育の修学支援新制度」と「入学料徴収猶予・授業料徴収猶予」はどちらかしか申請できません。

種別	申請期間	申請状況	-
[● ● 年度 ● 学期] 高等教育の修学支援新制度	● ● / ● ● / ● ● (●) ● ● 時 ~ ● ● / ● ● / ● ● (●) ● ● 時	未申請	1 申請する
[● ● 年度 ● 学期] 入学料徴収猶予・授業料徴収猶予	● ● / ● ● / ● ● (●) ● ● 時 ~ ● ● / ● ● / ● ● (●) ● ● 時	未申請	1 申請する

家計急変に伴う高等教育の修学支援新制度への申請についてはいつでも行うことができます。
3か月ごとに継続申請を行ってください。

種別	申請状況	-
高等教育の修学支援新制度（家計急変）	未申請	申請する

留学生の方

留学生の方はこちらから申請してください

種別	申請期間	申請状況	-
[● ● 年度 ● 学期] 入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除・授業料徴収猶予	● ● / ● ● / ● ● (●) ● ● 時 ~ ● ● / ● ● / ● ● (●) ● ● 時	未申請	申請する



京都工芸繊維大学 学務課
Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

閉じる

授業料免除及び徴収猶予申請

申請対象情報

種別	[● ● 年度 ● 学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	● ● / ● ● / ● ● (●) ● ● 時 ~ ● ● / ● ● / ● ● (●) ● ● 時
申請状況	未申請

私は、貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。
申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。
・この申請の入力事項は事実と相違ありません。なお、入力事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、大学から減免を受けた金額の支払を求められることを承知しています。
・授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
・京都工芸繊維大学入学後、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

2 申請にあたって、私は上記の事項を確認し、了承します。

手順

- 1 申請するをクリックします。
- 2 内容を確認し、チェックします。

補足

- 1 「高等教育の修学支援新制度」と「授業料徴収猶予」はどちらかしか申請できません。



13ページへ

2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

②申請情報の入力

1

申請入力情報

1. 申請区分を選択してください。*

1

☐ 授業料徴収猶予のみ申請

☐ 入学料徴収猶予のみ申請

☐ 入学料徴収猶予 + 授業料徴収猶予

2. 申請理由を入力してください。*

申請するに至った家庭事情やその他特に説明を要する事情を具体的に入力して下さい。入力内容が少なく、免除・猶予が必要と判断できない内容の場合、免除・猶予を受けられない場合があります。

3. ●●年10月1日以降（新入生は●●年4月1日以降）に、学生本人の学費を主として負担している人（以下「学資負担者」という。）が死亡したことにより、授業料（入学料）の納付が著しく困難である状況に該当しますか。*

☐ 該当する ☐ 該当しない

4. ●●年10月1日以降（新入生は●●年4月1日以降）に、学生本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難である状況に該当しますか。*

☐ 該当する ☐ 該当しない

一時保存

5. あなたの世帯はひとり親世帯に該当しますか。*

2

ひとり親世帯とは、父子世帯・母子世帯のほか、父母と死別し、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合をいいます。該当する場合、ひとり親世帯であることの証明書の提出が必要です。

☐ 該当する ☐ 該当しない

手順

① 1.-8.の設問に回答します。

補足

① 入学料が含まれる選択肢は、入学学期のみ表示されます。

② ひとり親世帯に該当するを選択した場合、ひとり親世帯を証明する書類を提出する必要があります。必要書類の詳細は申請要項P.7、8を確認してください。

14ページへ

13

2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

②申請情報の入力

1

6-1. あなたは独立生計者に該当し、独立生計者として申請しますか。 *

独立生計者とは、主として申請者（又はその配偶者）が自身の生計を維持（注）し、以下全てを満たす人です。独立生計者として申請する場合、その事実を証明する書類を提出する必要があります。詳細は申請要項を確認してください。

- ・所得税法上、父母（配偶者の父母を含む）の扶養親族でないこと
- ・父母（配偶者の父母を含む）と別居していること
- ・申請者又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行されること

（注）申請者（又はその配偶者）がその父母等の健康保険の扶養に入っている場合は、独立生計者とはみなしません。

- ☒ 独立生計者として申請する
☐ 独立生計者として申請しない

1 2

6-2. 配偶者はいますか。 *

6-1. で「独立生計者として申請する」を選択した場合に回答してください。

- ☒ 有 ☐ 無

6-3. 所得税法上の扶養状況について、いずれか1つを選択してください。 *

6-2. で「有」を選択した場合に回答してください。

- ☐ あなたが配偶者を所得税法上扶養している
☐ 配偶者があなたを所得税法上扶養している
☐ あなた及び配偶者ともに所得税法上の被扶養者となっていない

6-4. 申請者の1ヶ月平均の収入及び支出を入力してください。 *

3

6-1. で「独立生計者として申請する」を選択した場合に回答してください。

収入の合計は支出の合計と一致させてください。

収入		支出	
家族からの支援	円	住居費	円
支援者からの援助	円	光熱水道代	円
自分の預貯金	円	食費	円
定職収入	円	給学費（書籍・文具・実習費）	円
アルバイト収入	円	衣服・日用品費	円
奨学金	円	交通費	円
その他	円	医療費	円
具体的内容：	円	次学期授業料積立	円
		貯金	円
		その他	円
		具体的内容：	円
■収入合計	0円	■収入合計	0円

手順

① 6の設問に回答します。

補足

①「独立生計者の考え方」を確認し、要件を満たす場合に限り独立生計者として申請してください。

②独立生計者として申請するを選択した場合、独立生計を証明する書類を提出する必要があります。必要書類の詳細は申請要項P7、8を確認してください。

③配偶者の収入は「具体的内容（配偶者の収入）」として入力してください。

「独立生計者」の考え方について

〈独立生計者の要件〉

主として申請者（又はその配偶者）が自身の生計を維持（注）し、以下①～③全てを満たすこと

- ①所得税法上、父母（配偶者の父母を含む）の扶養親族でないこと
- ②父母（配偶者の父母を含む）と別居していること
- ③申請者又は配偶者に収入があり、その収入について所得証明書が発行されること

（注）申請者（又はその配偶者）がその父母等の健康保険の扶養に入っている場合は、独立生計者とはみなせません。

申請者（又はその配偶者）に定職が無い場合は、自身の収入のみで生計を維持していることの証明書類として、家族等による仕送り額の証明書、アルバイト収入の証明書、預金通帳のコピー（貯金取崩し額の確認）等、生計状況を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

〈独立生計者の生計維持者の考え方〉

- ・配偶者がいない場合 → 申請者が生計維持者（1名）
- ・配偶者が申請者の税法上の扶養親族である場合 → 申請者が生計維持者（1名）
- ・申請者が配偶者の税法上の扶養親族である場合 → 配偶者が生計維持者（1名）
- ・申請者及び配偶者が誰にも扶養されていない場合 → 申請者及び配偶者が生計維持者（2名）



15ページへ

2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

②申請情報の入力

1

7. 生計維持者を登録してください。 *

- 生計維持者の考え方は下記のとおりです。詳細は申請要項を確認してください。
- ・ 父母がいる場合、原則として父母（2名）
 - ・ 父又は母と死別、父母の離婚等により父又は母と申請者が別生計となっている場合、父又は母（1名）
 - ・ 父母と死別し、申請者が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている場合、主たる支援者（1名）
- 上記にかかわらず、独立生計者の場合は下記のとおりです。
- ・ 独立生計者に該当し、配偶者がいない場合、申請者（1名）
 - ・ 独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者が配偶者を税法上扶養している場合、申請者（1名）
 - ・ 独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者が配偶者に税法上扶養されている場合、配偶者（1名）
 - ・ 独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者及び配偶者ともに税法上の被扶養者となっていない場合、申請者及び配偶者（2名）

生計維持者 1

1

申請者が生計維持者に該当する場合は、申請者を「生計維持者 1」として登録してください。申請者が生計維持者に該当する場合は、下記に該当する場合があります。

- ・ 独立生計者に該当し、配偶者がいない場合
- ・ 独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者が配偶者を税法上扶養している場合
- ・ 独立生計者に該当し、配偶者がおり、申請者及び配偶者ともに税法上の被扶養者となっていない場合

☐ 申請者を生計維持者1とする

氏名 :

フリガナ :

続柄 : ☐ 父 ☐ 母 ☐ 配偶者 ☐ 本人 ☐ その他 ()

生年月日 : 

現住所 :

生計維持者 2

氏名 :

フリガナ :

続柄 : ☐ 父 ☐ 母 ☐ 配偶者 ☐ 本人 ☐ その他 ()

生年月日 : 

現住所 :

手順

① 7の設問に回答します。

補足

① 8.の質問でひとり親世帯に「該当する」を選択した場合は、生計維持者1のみが表示されます。



16ページへ

2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

②申請情報の入力

1

8. 申請者、生計維持者1、2について、次の項目を入力してください。

8-1. ●● 年1月1日時点で、日本国内に住民票登録はありますか。*

なしを選択した場合、別途書類の提出が必要です。詳細は学生支援・社会連携課経済支援係までお問い合わせください。

申請者（ ）：○あり ○なし

生計維持者1（ ）：○あり ○なし

生計維持者2（ ）：○あり ○なし

8-2. 家計急変者に該当し、家計急変者として申請しますか。*

1

「家計急変者」とは、令和7年1月以降に次のA～Eのいずれかの事由により家計が急変し、収入が減少した人をいいます。詳細は申請要項を確認してください。

A. 生計維持者が死亡

B. 生計維持者が事故又は病気により、半年以上就労が困難な場合

C. 生計維持者が失職した場合（非自発的失業に限る。）

D. 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、次のいずれかに該当

i) 上記A～Cのいずれかに該当

ii) 被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

E. 申請者が父母等による暴力等から避難するために、保護施設等へ入所等することとなった

家計急変者として申請する場合、家計急変を証明する書類の提出が必要です。詳細は申請要項をご確認ください。

申請者（ ）：●家計急変者として申請する ○家計急変者として申請しない

生計維持者1（ ）：●家計急変者として申請する ○家計急変者として申請しない

生計維持者2（ ）：●家計急変者として申請する ○家計急変者として申請しない

8-3. 該当する家計急変の事由を選択してください。*

8-2. で「家計急変者として申請する」を選択した場合に回答してください。

申請者（ ）：

生計維持者1（ ）：

生計維持者2（ ）：

8-4. 家計急変の事由が発生した年月を入力してください。*

8-2. で「家計急変者として申請する」を選択した場合に回答してください。

申請者（ ）：20 年 月

生計維持者1（ ）：20 年 月

生計維持者2（ ）：20 年 月

8-5. 事由発生前の就労状況について該当するものを選択してください。*

8-3. でA又はE以外を選択した場合に回答してください。

申請者（ ）：○被雇用者 ○事業主 ○その他（ ）

生計維持者1（ ）：○被雇用者 ○事業主 ○その他（ ）

生計維持者2（ ）：○被雇用者 ○事業主 ○その他（ ）

8-6. 雇用保険加入状況について該当するものを選択してください。*

8-3. でA又はE以外を選択した場合に回答してください。

申請者（ ）：○加入しており受給資格があった ○加入していなかった・受給資格がなかった

生計維持者1（ ）：○加入しており受給資格があった ○加入していなかった・受給資格がなかった

生計維持者2（ ）：○加入しており受給資格があった ○加入していなかった・受給資格がなかった

手順

① 8の設問に回答します。

補足

① 家計急変者の詳細は申請要項P.4をご確認ください。家計急変者として申請する場合は、該当事由に応じて申請要項P.8、9に記載の必要書類を提出する必要があります。



17ページへ

2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

②申請情報の入力

1

8-7. 事由発生直前から申出時点までの就労の状況を詳しく入力してください。*

8-3. でA又はE以外を選択した場合に回答してください。

申請者 () :

生計維持者 1 () :

生計維持者 2 () :

8-8. 災害の内容を選択してください。*

8-3. でDを選択した場合に回答してください。

申請者 () :

生計維持者 1 () :

生計維持者 2 () :

8-9. 申込時点での状況を選択してください。*

8-3. でDを選択した場合に回答してください。

申請者 () :

生計維持者 1 () :

生計維持者 2 () :

8-10. 就労困難な理由を選択してください。*

8-9. で「被災により就労困難」を選択した場合に回答してください。

申請者 () :

生計維持者 1 () :

生計維持者 2 () :

一時保存

1

入力内容確認

手順

① 8の設問に回答します。

補足

①「一時保存」では登録が完了しません。必ずWeb入力期限までに「入力内容確認」→「登録」まで行ってください。



18ページへ

2.Web入力方法

2-3. 授業料徴収猶予申請

③申請入力内容の確認

京都工芸繊維大学 学務課

Educational Affairs Office Kyoto Institute of Technology

閉じる

授業料免除申請 入力内容確認

入力は以上です。
あなたの入力した内容は以下のとおりです。
入力内容に相違がない場合は下の「登録」ボタンを押してください。登録完了後はWeb画面からは修正できません。
入力内容を訂正する場合は、「訂正」ボタンを押してください。

申請対象情報	
種別	[●● 年度 ●学期] 高等教育の修学支援新制度
申請期間	●●/●●/●● (●) ●●時～●●/●●/●● (●) ●●時
申請状況	未申請

なお、Web登録のみでは申請は完了しません。Web登録後、申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。期限までに申請書類の提出が無い場合、申請は無効となります。このことに同意しますか。

☐ 同意する

訂正

登録

1



portal.student.kit.ac.jp の内容

入力した内容で登録を完了します。
処理を続行しますか？

OK

キャンセル



2

登録完了

Web登録を完了しました。
まだ申請は完了していません。
続いて申請書類を印刷し、所定の期限までに所定の場所へ提出してください。

OK

手順

- ① 内容を確認し、同意するにチェックを入れ、登録をクリックする。
(登録完了をすると訂正ができませんのでご注意ください)
- ② 「OK」をクリックするとWeb入力完了です。



20ページへ

3. 申請書類の提出

3-1. 高等教育の修学支援新制度（新規申請）

① 申請書類等出力方法

Web入力のみでは申請は完了しません。 Web入力完了後、申請書等を印刷し、申請要項に記載の必要書類と併せて、所定の場所へ期限までに提出してください。期限までに申請書類等の提出がない場合、申請は無効となります。



手順

- ①「申請書出力」「学修計画書出力」をクリックするとPDFファイルがダウンロードされます。ダウンロードしたPDFファイルをA4サイズで印刷し、申請要項に記載の書類を提出してください。

② 注意事項

Web入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）はWebから内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。



21ページへ

3.申請書類の提出

3-3. 授業料徴収猶予申請

①申請書類等出力方法

Web入力のみでは申請は完了しません。Web入力完了後、申請書等を印刷し、申請要項に記載の必要書類と併せて、所定の場所へ期限までに提出してください。期限までに申請書類等の提出がない場合、申請は無効となります。



手順

- ①「申請書等出力」をクリックするとzipファイルがダウンロードされます。ダウンロードしたフォルダにPDFファイルが格納されていますので、すべてA4サイズで印刷し、申請要項に記載の必要書類と併せて提出してください。

②注意事項

Web入力完了後（登録完了のダイアログが表示された後）はWebから内容の訂正ができませんので、訂正が必要な人は、学生支援・社会連携課経済支援係（shogaku@jim.kit.ac.jp）までメールご連絡ください。

4.提出先・問合せ窓口

提出先・問合せ窓口

〒606-8585

京都市左京区松ヶ崎橋上町 1 番地

京都工芸繊維大学 学生支援・社会連携課経済支援係（3号館1階）

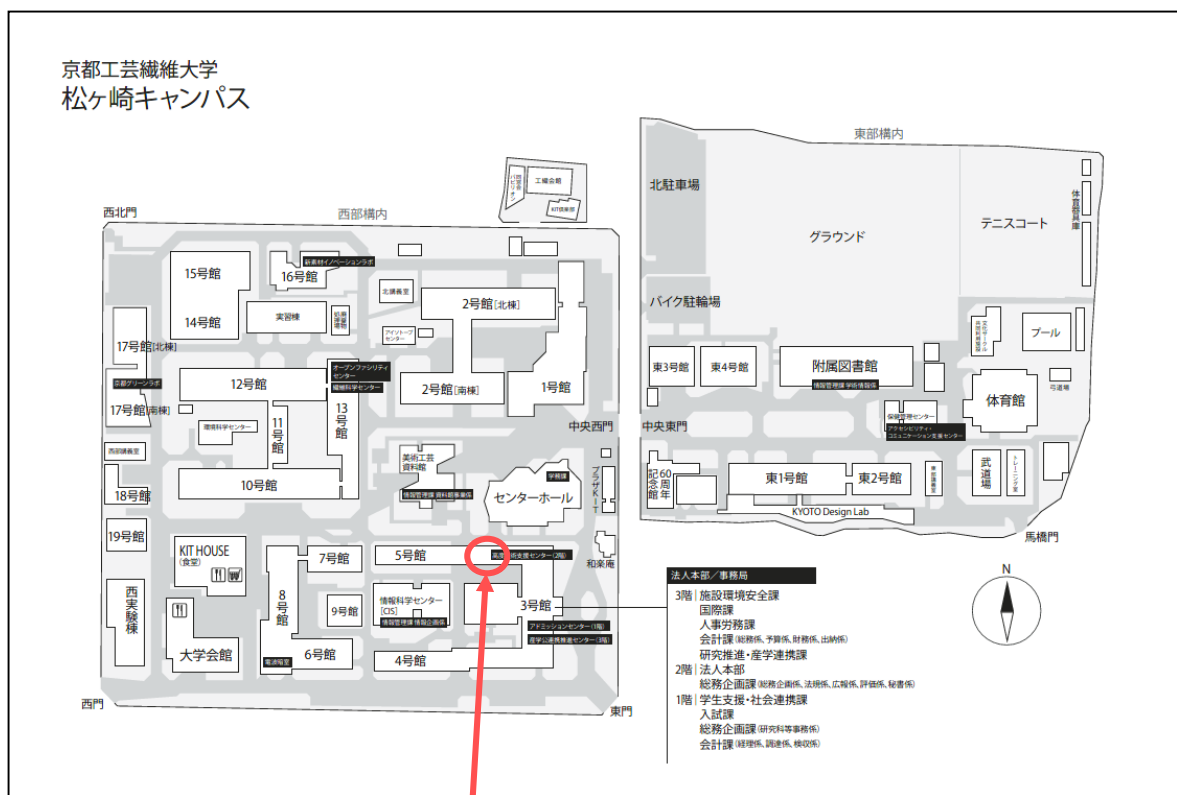
窓口：8:30～17:00（土日及び祝日を除く）

Tel：075（724）7143/7150

E-Mail：shogaku@jim.kit.ac.jp

授業料免除等申請者に対し、大学から個別に電話、メール連絡する場合があります。
上記からの連絡には応答するようにしてください。

学生支援・社会連携課経済支援係窓口 所在図



学生支援・社会連携課経済支援係（3号館1階）

Financial Support, Student Support and Community Outreach Office